



鳥取県公報

平成 26 年 3 月 31 日 (月)
号外第 48 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	鳥取県附属機関条例第 2 条第 3 項の附属機関 (219) (業務効率推進課) 2
	鳥取県立鹿野かちみ園及び鳥取県立鹿野第二かちみ園の利用料金 (220) (障がい福祉課) 4
	鳥取県立障害者体育センターの利用料金 (221) (〃) 5
	鳥取県立鳥取砂丘こどもの国の利用料金 (222) (子育て応援課) 6
	鳥取県立鳥取二十世紀梨記念館の利用料金 (223) (生産振興課) 7
	鳥取県立生涯学習センターの利用料金 (224) (教育委員会事務局家庭・地域教育課) . . . 8
	鳥取県立武道館の利用料金 (225) (教育委員会事務局スポーツ健康教育課) 10
	鳥取県営米子屋内プールの利用料金 (226) (〃) 13
	鳥取県立倉吉体育文化会館の利用料金 (227) (〃) 14
	鳥取県立米子産業体育館の利用料金 (228) (〃) 16
	鳥取県立鳥取産業体育館の利用料金 (229) (〃) 19

告 示

鳥取県告示第219号

鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）第2条第3項の規定に基づき、次のとおり附属機関を設置するので、同条第4項の規定により告示する。

平成26年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	調査審議する事項	設置期間	庶務担当機関
平成26年度鳥取県協働提案・連携推進事業補助金審査会	鳥取県協働提案・連携推進事業補助金の補助対象事業の採択に関する事項	平成26年4月2日から平成27年3月31日まで	県民課 鳥取力創造課
平成26年度鳥取・島根広域連携協働事業審査委員会	鳥取・島根広域連携協働事業の採択に関する事項	〃	鳥取力創造課
鳥取県地震被害想定検討業務委託業者選考委員会	鳥取県地震被害想定検討業務の受託者の選定に関する事項	平成26年4月2日から同年9月30日まで	危機管理政策課
平成26年度とっとり暮らし支援関係補助事業審査会	中山間地域等の活性化及び移住定住の促進に係る補助金の補助対象事業の採択に関する事項	平成26年4月2日から平成27年3月31日まで	とっとり暮らし支援課
平成26年度鳥取県環境学術研究等振興事業評価委員会	鳥取県環境学術研究等振興事業の助成事業に係る学術研究課題の選定、評価等に関する事項	〃	教育・学術振興課
平成26年度鳥取県障害福祉サービス事業所ハートフルサポート事業審査委員会	鳥取県障害福祉サービス事業所運転設備資金、鳥取県障害福祉サービス事業所新商品開発支援事業補助金及び鳥取県障害福祉サービス事業所協働連携企業補助金の貸付又は補助の対象事業の採択に関する事項	〃	障がい福祉課
平成26年度とっとり支え愛活動支援補助金（先進的な取組等への補助事業）審査会	とっとり支え愛活動支援補助金（先進的な取組等への補助事業）の補助対象事業の採択に関する事項	〃	長寿社会課
平成26年度鳥取県小児慢性特定疾患診査会	鳥取県小児慢性特定疾患治療研究事業に係る対象者の認定に関する事項	〃	子育て王国推進局 子育て応援課
鳥取県ひとり親家庭等自立促進計画策定委員会	母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第12条に規定する母子家庭及び寡婦自立促進計画の見直しに関する事項	〃	子育て王国推進局 青少年・家庭課
平成26年度鳥取県肝炎治療認定審査会	鳥取県肝炎治療特別促進事業に係る対象患者の認定に関する事項	〃	健康医療局健康政策課
鳥取県山陰海岸ジオパークロングトレイルルート検討調査業務プロポーザル審査会	山陰海岸ジオパークロングトレイルルート検討調査業務の受託者の選定に関する事項	〃	緑豊かな自然課

鳥取流緑化スタイルガーデン・デザインコンテスト審査会	鳥取流ナチュラルガーデン・デザインコンテストの知事表彰等の被表彰者の選考に関する事項	平成26年4月2日から同年10月31日まで	〃
平成26年度素形材産業高度化総合支援事業費補助金審査会	素形材産業高度化総合支援事業費補助金の補助対象事業の採択に関する事項	平成26年4月2日から平成27年3月31日まで	商工政策課
とっとり産業フェスティバル（鳥取環境ビジネス交流会）会場設営業務審査委員会	とっとり産業フェスティバル会場設営委託業務の受託者の選定に関する事項	平成26年4月28日から同年9月27日まで	経済産業総室
鳥取県ワクワク商品開発支援事業業務委託審査会	ワクワク商品開発支援事業の受託者の選定に関する事項	平成26年4月2日から同年9月30日まで	〃
平成26年度鳥取県コンテンツビジネスチャレンジ補助金審査会	鳥取県コンテンツビジネスチャレンジ補助金の補助対象事業の採択に関する事項	平成26年4月21日から平成27年3月31日まで	〃
平成26年度鳥取県海外における販路拡大拠点支援補助金審査委員会	海外における販路拡大拠点支援補助金の補助対象事業の採択に関する事項	平成26年4月2日から平成27年3月31日まで	〃
平成26年度鳥取県境港輸出入拠点化支援事業費補助金審査委員会	鳥取県境港輸出入拠点化支援事業費補助金の補助対象事業の採択に関する事項	〃	〃
平成26年度鳥取県中小企業調査・研究開発支援補助金審査会	鳥取県中小企業調査・研究開発支援補助金の補助対象事業の採択に関する事項	平成26年4月28日から平成27年3月31日まで	〃
平成26年度鳥取県東南アジアビューロー設置運営業務審査委員会	鳥取県並びに鳥取県内の団体及び企業の東南アジア地域における活動を総合的に支援する鳥取県東南アジアビューローの設置運営業務に係る受託者の選定に関する事項	平成26年4月2日から平成27年3月31日まで	〃
平成26年度食のみやこ鳥取県づくり支援交付金事業審査会	食のみやこ鳥取県づくり支援交付金の交付対象事業の採択に関する事項	〃	市場開拓局食のみやこ推進課
平成26年度鳥取県加工品ステップアップ支援事業採択事業決定審査会	鳥取県加工品ステップアップ支援事業費補助金の補助対象事業の採択に関する事項	〃	〃
平成26年度鳥取県6次産業化（農商工連携）推進プラン審査会	6次産業化総合支援事業費補助金（農商工連携）及び鳥取県版ファストフィッシュ生産促進事業費補助金の補助対象事業の採択に係る事項	〃	市場開拓局食のみやこ推進課 水産振興局水産課
平成26年度鳥取県がんばる地域プラン審査会	がんばる地域プラン事業の基本計画（地域農業の振興方策をまとめた計画をいう。）等の採択等に関する事項	〃	農業振興戦略監と とっとり農業戦略課
鳥取県とっとり農ビジネス研修委託業者選考審査会	意欲的に農業に取り組む者を対象として実施するとっとり農ビジネス研修会を実施する受託者の選定に関する事項	平成26年4月2日から同年6月30日まで	〃

	る事項		
鳥取県木と森の学校実践事業 審査会	とっとり木と森の学校実践事業における木育広場の選考及び木育広場の管理を行う受託者の選考に関する事項	平成26年4月2日から平成27年3月31日まで	森林・林業振興局 林政企画課
鳥取県オーストリア調査・研修参加者選考会	地域林業を牽引するリーダーの人材育成を行うために実施するオーストリア調査・研修派遣者の選考に関する事項	平成26年4月2日から同年9月30日まで	〃
平成26年度県産木材・竹材製品開発・販路開拓支援事業審査会	県産木材・竹材製品開発・販路開拓支援事業費補助金の補助対象事業の採択に関する事項	平成26年4月2日から平成27年3月31日まで	森林・林業振興局 県産材・林産振興課
鳥取発CLT技術活用研究会	県内企業の有するCLT（直交集成材という。）の技術の活用に関する事項	〃	〃
平成26年度水産物流通・消費拡大チャレンジプラン審査会	鳥取県水産物流通改革・消費拡大チャレンジ支援事業補助金の補助対象事業の採択に係る事項	〃	水産振興局水産課
平成26年度鳥取県東部地区農業関係プラン審査会	がんばる農家プラン事業費補助金及びとっとり発！6次産業化総合支援事業費補助金の補助対象事業の採択に関する事項	〃	東部農林事務所
平成26年度鳥取県八頭地区農業関係プラン審査会	〃	〃	東部農林事務所 八頭事務所
平成26年度鳥取県中部地区農業関係プラン審査会	〃	〃	中部総合事務所農 林局
平成26年度鳥取県西部地区農業関係プラン審査会	〃	〃	西部総合事務所農 林局
平成26年度鳥取県日野地区農業関係プラン審査会	〃	〃	西部総合事務所日 野振興センター日 野振興局

鳥取県告示第220号

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例（昭和39年鳥取県条例第11号）第8条第3項の規定に基づき、鳥取県立鹿野かちみ園及び鳥取県立鹿野第二かちみ園における食事の提供その他の施設の利用に係る利用料金を次のとおり承認したので、同条第4項の規定により告示する。

平成26年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 利用料金

(1) 食事の提供に係る利用料（1食当たり）

朝食	昼食	夕食
280円	650円	650円

- (2) 光熱水費に係る利用料（施設入所支援利用者及び短期入所利用者に限る。）
1日につき327円
- (3) 温泉利用に係る利用料（施設入所支援利用者に限る。）
1月につき600円
- (4) 在園証明書等発行に係る利用料（施設入所支援利用者に限る。）
1通につき200円
- (5) 預り金の管理に係る利用料（施設入所支援利用者に限る。）
1月につき200円

2 承認年月日等

- (1) 承認年月日 平成26年3月26日
- (2) 適用開始年月日 平成26年4月1日

鳥取県告示第221号

鳥取県立障害者体育センターの設置及び管理に関する条例（平成15年鳥取県条例第1号）第11条第2項の規定に基づき、鳥取県立障害者体育センターの利用料金を次のとおり承認したので、同条第3項の規定により告示する。

平成26年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 利用料金

(1) 施設利用料

区 分			単 位	金 額
専用利用	営利を目的としない場合	入場料その他これに類するもの（以下「入場料等」という。）を徴収しないとき	全面1時間につき	700円
			2分の1面1時間につき	300円
			3分の1面1時間につき	200円
		入場料等を徴収するとき	全面1時間につき	1,400円
営利を目的とする場合		入場料等を徴収しないとき	全面1時間につき	24,500円
		入場料等を徴収するとき	全面1時間につき	35,000円
一般利用	一般、大学生又は専門学校の学生		1人1回につき	70円

備考 利用時間が1時間未満であるとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算するものとする。

(2) 照明利用料

分電系統	種 別	金額（1時間につき）
1	水銀燈	40円
2又は3	水銀燈	60円
4又は5	水銀燈	40円
8又は9	白熱燈	40円
全館点灯	水銀燈及び白熱燈	320円
2分の1点灯	水銀燈及び白熱燈	160円

備考 利用時間が1時間未満であるとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算するものとする。

(3) 用具利用料

区 分	単 位	金 額
バスケットボール用具（ボール及びバスケット台）	1組1回につき	150円
バレーボール用具（支柱、ネット及びボール）	1組1回につき	200円
バドミントン用具（支柱、ネット及びラケット）	1組1回につき	50円
卓球用具（ネット、卓球台及びラケット）	1組1回につき	100円
テニス用具（支柱、ネット及びラケット）	1組1回につき	100円

(4) ロッカー等利用料

区 分	単 位	金 額
ロッカー	1ブロック1月につき	200円

備考

- 1 利用期間に1月未満の端数があるときは、1月として計算する。
- 2 ロッカー内に保管できない大型物品については、ロッカー室の室内に保管することとし、1月の利用料は、当該物品の占有面積をロッカー1ブロックの面積（0.18平方メートル）で除して得た数（当該数に1月未満の端数があるときは、これを切り上げる。）に200円を乗じて得た額とする。この場合において、利用期間に1月未満の端数があるときは、1月として算定する。

2 承認年月日等

- (1) 承認年月日 平成26年3月26日
- (2) 適用開始年月日 平成26年4月1日

鳥取県告示第222号

鳥取県立鳥取砂丘こどもの国の設置及び管理に関する条例（平成10年鳥取県条例第19号）第11条第2項の規定に基づき、鳥取県立鳥取砂丘こどもの国の利用料金を次のとおり承認したので、同条第3項の規定により告示する。

平成26年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 利用料金

(1) 入園料

区 分		金 額
個人	中学校の生徒	1人1回につき 200円
	高等学校の生徒、学生又は一般人	1人1回につき 500円
団体（学校行事で利用するものを除き、10人以上20人未満のものに限る。）	中学校の生徒	1人1回につき 180円
	高等学校の生徒、学生又は一般人	1人1回につき 450円
団体（学校行事で利用するものを除き、20人以上のものに限る。）	中学校の生徒	1人1回につき 160円
	高等学校の生徒、学生又は一般人	1人1回につき 400円
学校行事	中学校の生徒	1人1回につき 100円
	高等学校の生徒	1人1回につき 250円
	学生又は一般人	1人1回につき 上記個人料金又は団体料金

(2) キャンプ場利用料

区 分	金 額

宿泊する場合	児童又は中学校の生徒	1 人 1 泊につき	120円
	高等学校の生徒、学生又は一般人	1 人 1 泊につき	240円
宿泊しない場合	児童又は中学校の生徒	1 人 1 日につき	60円
	高等学校の生徒、学生又は一般人	1 人 1 日につき	120円

(3) キャンプ用品貸出料

区 分	金 額		
キャンプ用テント	1 張 1 日につき		400円
プロパンガスセット	一式 1 日につき		400円
鉄板	1 枚 1 日につき		200円
バーベキュー用網コンロ	一式 1 日につき		300円

(4) 工房利用料

区 分		金 額	
砂の工房	本焼き	幼児、児童又は中学校の生徒	1 人 1 回につき 300円
		高等学校の生徒、学生又は一般人	1 人 1 回につき 400円
	スクラッチ	幼児、児童又は中学校の生徒	1 個につき 150円
		高等学校の生徒、学生又は一般人	1 個につき 250円
	楽焼き	幼児、児童又は中学校の生徒	1 個につき 50円
		高等学校の生徒、学生又は一般人	1 個につき 100円
木工工房（工具 を利用する場 合）	木工	幼児、児童又は中学校の生徒	1 人 1 回につき 100円
		高等学校の生徒、学生又は一般人	1 人 1 回につき 150円
	ガラス細工	幼児、児童又は中学校の生徒	1 人 1 回につき 50円
		高等学校の生徒、学生又は一般人	1 人 1 回につき 100円

(5) 乗物利用料

区 分		金 額	
変形自転車		1 人 1 回につき	100円
バッテリーカー		1 人 1 回につき	100円
周回コースバッテリーカー		1 人 1 回につき	200円
サイクルモノレール		1 人 1 回につき	100円
レールトレイン	満 3 歳から中学校に入学するまでの者	1 人 1 回につき	100円
	中学校若しくは高等学校の生徒、学生又は一般人	1 人 1 回につき	200円

2 承認年月日等

(1) 承認年月日 平成26年 3 月 27 日

(2) 適用開始年月日 平成26年 4 月 1 日

鳥取県告示第223号

鳥取県立鳥取二十世紀梨記念館の設置及び管理に関する条例（平成12年鳥取県条例第24号）第9条第2項の規定に基づき、鳥取県立鳥取二十世紀梨記念館の利用料金を次のとおり承認したので、同条第3項の規定により告示する。

平成26年 3 月 31 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 利用料金

区 分		単 位	金 額
個人	児童又は中学校の生徒	1人1回につき	150円
	高等学校の生徒、学生又は一般人	1人1回につき	300円
団体（10人以上20人未満の者に限る。）	児童又は中学校の生徒	1人1回につき	130円
	高等学校の生徒、学生又は一般人	1人1回につき	270円
団体（20人以上の者に限る。）	児童又は中学校の生徒	1人1回につき	100円
	高等学校の生徒、学生又は一般人	1人1回につき	240円

2 承認年月日等

(1) 承認年月日 平成26年3月19日

(2) 適用開始年月日 平成26年4月1日

鳥取県告示第224号

鳥取県立生涯学習センターの設置及び管理に関する条例（昭和54年鳥取県条例第32号）第11条第2項の規定に基づき、鳥取県立生涯学習センターの利用料金を次のとおり承認したので、同条第3項の規定により告示する。

平成26年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 利用料金

(1) 施設利用料等

区 分	社会教育活動のために利用する場合		社会教育活動以外のために利用する場合	
	施設利用料	冷暖房料	施設利用料	冷暖房料
ホール	1時間につき 2,570円	1時間につき 510円	1時間につき 5,140円	1時間につき 1,540円
講義室	1時間につき 1,020円	1時間につき 200円	1時間につき 1,950円	1時間につき 580円
パソコン研修室	1時間につき 360円	1時間につき 70円	1時間につき 720円	1時間につき 210円
大研修室	1時間につき 490円	1時間につき 90円	1時間につき 820円	1時間につき 240円
中研修室	1時間につき 290円	1時間につき 50円	1時間につき 510円	1時間につき 150円
小研修室（洋室）	1時間につき 200円	1時間につき 40円	1時間につき 300円	1時間につき 90円
小研修室（和室）	1時間につき 200円	1時間につき 40円	1時間につき 300円	1時間につき 90円
ロビー・ホワイエ	1平方メートル 1日につき 30円		1平方メートル 1日につき 50円	
団体交流室	1平方メートル 1月につき 1,360円	施設利用料の100分の35に相当する額（1円未満の端数は切り捨てるものとする。）		

備考

- 1 ホール、講義室、パソコン研修室又は研修室の利用時間が1時間未満であるとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算するものとする。
- 2 ロビー・ホワイエの利用面積若しくは利用期間が1平方メートル未満若しくは1日未満であるとき、又は利用面積若しくは利用期間に1平方メートル未満若しくは1日未満の端数があるときは、それぞれ1平方メートル又は1日として計算するものとする。
- 3 団体交流室の利用面積若しくは利用期間が1平方メートル未満若しくは1月未満であるとき、又は利用面積若しくは利用期間に1平方メートル未満若しくは1月未満の端数があるときは、それぞれ1平方メートル又は1月として計算するものとする。

(2) ホール設備利用料

区 分	利 用 料
ワイヤーレスマイクロホン	1本1時間につき 100円
ダイナミックマイクロホン	1本1時間につき 50円
コンデンサーマイクロホン	1本1時間につき 50円
エレベーターマイクロホン	1本1時間につき 100円
プレーヤー	1台1時間につき 100円
MDプレーヤー	1台1時間につき 150円
テープレコーダー	1台1時間につき 100円
ステージスピーカー	1式1時間につき 50円
ピンスポットライト	1台1時間につき 200円
シーリングライト	1台1時間につき 150円
トーマンタルライト	1台1時間につき 100円
ボーダーライト	1回路1時間につき 100円
アップパーホリゾンライト	1回路1時間につき 100円
ローホリゾンライト	1回路1時間につき 100円
1キロワットサスペンションライト	1台1時間につき 100円
0.5キロワットサスペンションライト	1台1時間につき 50円
ステージスポットライト	1台1時間につき 50円
フットライト	1回路1時間につき 50円
エフェクトマシン	1台1時間につき 50円
スポックス	1台1時間につき 50円
音響反射板	1式1時間につき 470円
ピアノ	1台1時間につき 200円
DLP方式プロジェクター	1台1時間につき 360円
液晶プロジェクター	1台1時間につき 80円
コンセント	1口1キロワット1時間につき 50円
展示パネル	1枚1日につき 50円
平台	1枚1日につき 100円

備考

- 1 設備の利用時間は、ホールの利用時間と同一として計算するものとする。
- 2 ピアノの利用料には、調律料を含めないものとする。
- 3 ダイナミックマイクロホン、シーリングライト及びボーダーライトの利用料の算定に当たっては、ダイナミックマイクロホンについては実際に使用した本数から1本を減じた数を、シーリングライトについては実際に使用した台数から4台を減じた数を、ボーダーライトについては実際に使用した回路数が

ら2回路を減じた数を使用したものとしてそれぞれの利用料を算定する。

- 4 コンセントの使用料の算定に当たって使用する消費電力は、使用する設備器具の定格消費電力を合計して得た消費電力によるものとし、当該消費電力が1キロワット未満であるとき又は1キロワット未満の端数があるときは、1キロワットとして計算するものとする。

(3) ホール設備以外の設備利用料

区 分	利 用 料
ピアノ	1台1時間につき 200円
液晶プロジェクター	1台1時間につき 80円
研修室パソコン	1台1時間につき 120円
研修室パソコン用プリンター	1枚につき 20円
コンセント	1口1キロワット1時間につき 50円
スタジオ照明（ホリズントライト・キーライト・ベースライト・トップライト・スポットライト）	総定格消費電力1キロワット1時間につき 50円
展示パネル	1枚1日につき 50円

備考

- 1 ピアノの利用時間が1時間に満たないとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算するものとする。
- 2 ピアノの利用料には、調律料を含めないものとする。
- 3 研修室パソコン用プリンターについて、用紙の両面を使用する場合は、2枚として計算する。
- 4 コンセント及びスタジオ照明の使用料の算定にあたっては、使用する設備器具の定格消費電力を合計して得た数値により算出するものとし、当該数値が1キロワット未満であるとき又は1キロワット未満の端数があるときは、1キロワットとして計算するものとする。

2 承認年月日等

- (1) 承認年月日 平成26年3月28日
- (2) 適用開始年月日 平成26年4月1日

鳥取県告示第225号

鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例（昭和39年鳥取県条例第24号）第11条第2項の規定に基づき、鳥取県立武道館の利用料金を次のとおり承認したので、同条第3項の規定により告示する。

平成26年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 利用料金

(1) 武道館利用料

区 分				単 位	金 額
一般利用	一般人			1人1回につき	150円
				1人1月につき	1,600円
				回数券11枚につき	1,500円
専用利用	主道場	営利を目的としな い場合	入場料その他これ に類するもの（以 下「入場料等」と いう。）を徴収し	全面1時間につき	1,800円
				2分の1面1時間につき	900円
				3分の1面1時間につき	600円
				4分の1面1時間につき	400円

		ないとき。	6分の1面1時間につき	300円
		入場料等を徴収するとき。	全面1時間につき	3,600円
	営利を目的とする場合	入場料等を徴収しないとき。	全面1時間につき	63,000円
		入場料等を徴収するとき。	全面1時間につき	90,000円
小道場(1)	営利を目的としない場合	入場料等を徴収しないとき。	全面1時間につき	500円
			2分の1面1時間につき	200円
		入場料等を徴収するとき。	全面1時間につき	1,000円
	営利を目的とする場合	入場料等を徴収しないとき。	全面1時間につき	17,500円
入場料等を徴収するとき。		全面1時間につき	25,000円	
小道場(2)	営利を目的としない場合	入場料等を徴収しないとき。	全面1時間につき	500円
			2分の1面1時間につき	200円
		入場料等を徴収するとき。	全面1時間につき	1,000円
	営利を目的とする場合	入場料等を徴収しないとき。	全面1時間につき	17,500円
入場料等を徴収するとき。		全面1時間につき	25,000円	
弓道場	近的		全面1時間につき	600円
			2分の1面1時間につき	300円
	遠的		全面1時間につき	600円
			2分の1面1時間につき	300円
相撲場	営利を目的としない場合	入場料等を徴収しないとき。	1時間につき	700円
		入場料等を徴収するとき。	1時間につき	1,400円
	営利を目的とする場合	入場料等を徴収しないとき。	1時間につき	24,500円
		入場料等を徴収するとき。	1時間につき	35,000円
研修室(1)			1時間につき	350円
研修室(2)			1時間につき	350円
研修室(3)			1時間につき	100円
会議室			1時間につき	750円
放送室			1時間につき	300円
師範室及び控室			1時間につき	100円

備考

- 1 利用時間が1時間未満であるとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算するものとする。

2 冷房又は暖房をしたときは、(1)の表に定める利用料の額に(2)ウに定める冷暖房利用料を加算するものとする。

3 主道場、小道場、弓道場又は相撲場を専用利用の方法で利用する場合において、次に掲げる時間帯に連続して利用するときの利用料の額は、この表に定める利用料の額に、(1)に掲げる時間帯にあつては 100 分の 95、(2)に掲げる時間帯にあつては 100 分の 90 を乗じて得た額とする。この場合において、当該連続利用に係る利用料の額に 10 円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(1) 午前 9 時から正午まで、正午から午後 6 時まで又は午後 6 時から午後 10 時まで

(2) 午前 9 時から午後 6 時まで、正午から午後 10 時まで又は午前 9 時から午後 10 時まで

(2) 設備利用料

ア 武道設備利用料

区 分	単 位	金 額
武道タイマー (柔道用)	1 台 1 回につき	250円
的前審判用表示器 (弓道用)	一式 1 回につき	150円
試合用マット (空手用)	一式 1 回につき	200円
風呂 (相撲場)	1 回につき	1,000円

イ その他設備利用料

区 分	単 位	金 額
シャワー	1 回につき	50円
試合用設備一式 (柔道・空手道)	一式 1 回につき	200円
試合用設備一式 (剣道・なぎなた・銃剣道)	一式 1 回につき	100円
空手用タイマー (モルテン)	一式 1 回につき	50円
液晶プロジェクター	一式 1 回につき	200円
長机	1 脚につき	20円
折りたたみ椅子	1 脚につき	10円

ウ 冷暖房利用料

区 分		金額 (1 時間につき)	
		冷 房	暖 房
主道場	全面	4,800円	4,300円
	2 分の 1 面	2,400円	2,200円
主道場観覧席	全面	600円	500円
小道場 (1)	全面	1,900円	1,500円
小道場 (2)	全面	1,900円	1,500円
相撲場	全面	1,300円	900円
弓道場 (床暖房)	近的		400円
	遠的		200円
会議室		250円	250円
研修室 (1)		100円	100円
研修室 (2)		100円	100円
研修室 (3)		40円	40円

2 承認年月日等

(1) 承認年月日 平成 26 年 3 月 25 日

(2) 適用開始年月日 平成 26 年 4 月 1 日

鳥取県告示第226号

鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例（昭和39年鳥取県条例第24号）第11条第2項の規定に基づき、鳥取県営米子屋内プールの利用料金を次のとおり承認したので、同条第3項の規定により告示する。

平成26年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 利用料金

(1) プール利用料

区 分			金 額			
一 般 個人 利用	回数券又は1月利用券、3月利用券、6月利用券若しくは米子産業体育館フィットネスルーム・米子屋内プール1月共通利用券によらないで利用する場合	児童又は中学校の生徒	温水	1人1回につき	350円	
			冷水	1人1回につき	250円	
		高等学校の生徒又は学生	温水	1人1回につき	550円	
			冷水	1人1回につき	400円	
		一般人	温水	1人1回につき	700円	
			冷水	1人1回につき	500円	
		回数券により利用する場合	児童又は中学校の生徒	温水	回数券11枚につき	3,500円
				冷水	回数券11枚につき	2,500円
			高等学校の生徒又は学生	温水	回数券11枚につき	5,500円
				冷水	回数券11枚につき	4,000円
			一般人	温水	回数券11枚につき	7,000円
				冷水	回数券11枚につき	5,000円
		1月利用券により利用する場合	児童又は中学校の生徒	温水	1人につき	2,400円
				冷水	1人につき	1,650円
	高等学校の生徒又は学生		温水	1人につき	3,900円	
			冷水	1人につき	2,700円	
	一般人		温水	1人につき	4,950円	
			冷水	1人につき	3,350円	
	3月利用券により利用する場合	児童又は中学校の生徒	温水	1人につき	6,700円	
			冷水	1人につき	4,800円	
		高等学校の生徒又は学生	温水	1人につき	11,000円	
			冷水	1人につき	7,600円	
		一般人	温水	1人につき	13,900円	
			冷水	1人につき	9,600円	
	6月利用券により利用する場合	児童又は中学校の生徒	温水	1人につき	12,000円	
			冷水	1人につき	10,000円	
		高等学校の生徒又は学生	温水	1人につき	19,200円	
冷水			1人につき	16,300円		
一般人		温水	1人につき	24,400円		
		冷水	1人につき	20,600円		
米子産業体育館フ	一般人	通年	1人につき	5,000円		

	フィットネスルーム・米子屋内プール1月共通利用券により利用する場合				
団体（20人以上のものに限る。）		児童又は中学校の生徒	温水	1人1回につき	250円
			冷水	1人1回につき	200円
		高等学校の生徒又は学生	温水	1人1回につき	450円
			冷水	1人1回につき	300円
		一般人	温水	1人1回につき	550円
			冷水	1人1回につき	400円
専用利用			温水	1コース1時間につき	3,650円
			冷水	1コース1時間につき	2,550円
トレーニングホール	一般利用	一般人		1人1回につき	50円
				専用利用	全面1時間につき
			2分の1面1時間につき	100円	
			3分の2面1時間につき	150円	
			3分の1面1時間につき	80円	

備考

- 1 利用時間が1時間未満であるとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算するものとする。
- 2 この表において「1月利用券」、「3月利用券」、「6月利用券」及び「米子産業体育館フィットネスルーム・米子屋内プール1月共通利用券」とは、それぞれの利用券の券面に記載された月数の期間内において、これらの利用券を提示することにより施設を利用することができる利用券をいう。
- 3 1月利用券、3月利用券又は6月利用券の券面に記載された月数の期間が温水のプールを利用できる期間と冷水のプールを利用できる期間にわたる場合の利用料の額は、温水のプール又は冷水のプールを1月利用券、3月利用券又は6月利用券により利用する場合の利用料の額を勘案して別に定める。

2 承認年月日等

- (1) 承認年月日 平成26年3月25日
- (2) 適用開始年月日 平成26年4月1日

鳥取県告示第227号

鳥取県立倉吉体育文化会館の設置及び管理に関する条例（昭和56年鳥取県条例第8号）第10条第2項の規定に基づき、鳥取県立倉吉体育文化会館の利用料金を次のとおり承認したので、同条第3項の規定により告示する。

平成26年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 利用料金

(1) 体育文化会館利用料

区 分			単 位	金 額	
体 育 館	専 用 利 用	営利を目的としない場合	入場料その他これに類するもの（以下「入場料等」という。）を徴収しないとき。	全面1時間につき	800円
				2分の1面1時間につき	400円

				3分の1面1時間につき	200円
			入場料等を徴収するとき。	全面1時間につき	1,600円
		営利を目的とする場合	入場料等を徴収しないとき。	全面1時間につき	28,000円
			入場料等を徴収するとき。	全面1時間につき	40,000円
一般利用	一般人			1人1回につき	70円
大研修室	営利を目的としない場合	入場料等を徴収しないとき。	1時間につき	2,400円	
		入場料等を徴収するとき。	1時間につき	3,100円	
	営利を目的とする場合	入場料等を徴収しないとき。	1時間につき	4,800円	
		入場料等を徴収するとき。	1時間につき	6,200円	
中研修室	営利を目的としない場合	入場料等を徴収しないとき。	1時間につき	800円	
		入場料等を徴収するとき。	1時間につき	1,050円	
	営利を目的とする場合	入場料等を徴収しないとき。	1時間につき	1,650円	
		入場料等を徴収するとき。	1時間につき	2,150円	
小研修室	営利を目的としない場合	入場料等を徴収しないとき。	1時間につき	450円	
		入場料等を徴収するとき。	1時間につき	600円	
	営利を目的とする場合	入場料等を徴収しないとき。	1時間につき	950円	
		入場料等を徴収するとき。	1時間につき	1,250円	
教養室	営利を目的としない場合	入場料等を徴収しないとき。	1時間につき	300円	
		入場料等を徴収するとき。	1時間につき	450円	
	営利を目的とする場合	入場料等を徴収しないとき。	1時間につき	600円	
		入場料等を徴収するとき。	1時間につき	900円	

備考

- 1 利用時間が1時間未満であるとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算するものとする。
- 2 体育館、大研修室、中研修室、小研修室又は教養室を利用する場合において、冷房又は暖房をしたときは、(1)の表に定める利用料の額に(2)ウに定める冷暖房利用料を加算するものとする。
- 3 体育館を専用利用の方法で利用する場合において、次に掲げる照度以上の照明をしたときは、(1)の表に定める利用料の額に(2)エに定める電灯利用料を加算するものとする。

区 分		電灯数
体育館	全面使用	12灯
	2分の1面使用	6灯
	3分の1面使用	4灯

- 4 体育館を専用利用の方法で利用する場合において、連続して3時間以上利用するときの利用料の額は、この表に定める利用料の額に100分の90を乗じて得た額とする。

(2) 設備利用料

ア 体育設備利用料

区 分	単 位	金 額
バスケットボールリング	1組1回につき	2,100円
バレーボール用具	1組1回につき	200円
ソフトバレーボール用具	1組1回につき	50円

ハンドボールゴール	1組1回につき	300円
バドミントン用具	1組1回につき	50円
テニス用具	1組1回につき	200円
卓球用具	1組1回につき	100円
ミニトランポリン用具	1組1回につき	200円
電気表示器	1組1回につき	1,050円
移動ステージ	1組1回につき	50円

イ その他設備利用料

区 分	単 位	金 額
音響装置	一式1回につき	1,050円
舞台照明	一式1時間につき	1,050円
拡声装置	一式1回につき	1,050円
ワイヤレス・アンプ(マイクロホン1本含む)	一式1回につき	1,050円
マイクロホン	一式1回につき	200円
コンセント設備	1キロワット1時間につき	30円
シャワー	1人1回につき	30円
ビデオ	1台につき	1,050円
オーバーヘッド	1台につき	900円
椅子(体育館)	1脚1回につき	10円
長机(体育館)	1脚1回につき	20円

ウ 冷暖房利用料

区 分	金額(1時間につき)	
	冷 房	暖 房
体育館	12,100円	9,000円
大研修室	1,700円	900円
中研修室	600円	300円
小研修室	300円	200円
教養室	200円	100円

エ 電灯利用料

1時間1キロワット当たり 30円

2 承認年月日等

- (1) 承認年月日 平成26年3月25日
- (2) 適用開始年月日 平成26年4月1日

鳥取県告示第228号

鳥取県立産業体育館の設置及び管理に関する条例(平成9年鳥取県条例第1号)第10条第2項の規定に基づき、鳥取県立米子産業体育館の利用料金を次のとおり承認したので、同条第3項の規定により告示する。

平成26年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 利用料金

(1) 体育館利用料

区 分			単 位	金 額		
専用利用	営利を目的 としない場 合	入場料その他これに類す るもの(以下「入場料等」 という。)を徴収しない とき。	大体育館	全面 1 時間につき	800円	
				2 分の 1 面 1 時間につき	400円	
				3 分の 1 面 1 時間につき	200円	
			小体育館	全面 1 時間につき	200円	
		入場料等を徴収すると き。	大体育館	全面 1 時間につき	1,600円	
			小体育館	全面 1 時間につき	300円	
	営利を目的 とする場合		入場料等を徴収しないと き。	大体育館	全面 1 時間につき	28,000円
				小体育館	全面 1 時間につき	7,000円
	入場料等を徴収すると き。	大体育館		全面 1 時間につき	40,000円	
		小体育館		全面 1 時間につき	10,000円	
一般利用	一般人		1 人 1 回につき	70円		

(2) 会議室等利用料

区 分			単 位	金 額		
フィットネ スルーム	一般 利用	回数券又は 1 月利用券若しく は米子産業体育館フィットネ スルーム・米子屋内プール 1 月共通利用券によらないで利 用する場合	一般人	1 人 1 回につき	300円	
			高 校 生	1 人 1 回につき	200円	
			以下			
			回数券により利用する場合	一般人	回数券 11 枚につき	3,000円
		高 校 生		回数券 11 枚につき	2,000円	
		以下				
	1 月利用券により利用する場 合	一般人	1 人につき	2,500円		
高 校 生		1 人につき	1,000円			
以下						
		米子産業体育館フィットネス スルーム・米子屋内プール 1 月 共通利用券により利用する場 合	一般人	1 人につき	5,000円	
中会議室	営利を目的と しない場合	入場料等を徴収しないとき。		1 時間につき	700円	
				1 時間につき	950円	
	営利を目的と する場合	入場料等を徴収しないとき。		1 時間につき	1,450円	
				1 時間につき	1,950円	
小会議室	営利を目的と しない場合	入場料等を徴収しないとき。		1 時間につき	250円	
				1 時間につき	350円	
	営利を目的と する場合	入場料等を徴収しないとき。		1 時間につき	550円	
				1 時間につき	700円	

備考

- 1 利用時間が 1 時間未満であるとき、又は利用時間に 1 時間未満の端数があるときは、1 時間として計算するものとする。
- 2 大体育館、小体育館、中会議室又は小会議室を利用する場合において、冷房又は暖房をしたときは、(1)及び(2)の表に定める利用料の額に(3)ウに定める冷暖房利用料を加算するものとする。
- 3 大体育館又は小体育館を専用利用の方法で利用する場合において次に掲げる照度以上の照明をしたと

きは、(1)の表に定める利用料の額に(3)エに定める電灯利用料を加算するものとする。

区 分		電灯数
大体育館	全面使用	24灯
	2分の1面使用	12灯
	3分の1面使用	8灯
小体育館	全面使用	6灯

4 大体育館又は小体育館を専用利用の方法で利用する場合において、連続して3時間以上利用するときの利用料の額は、(1)の表に定める利用料の額に100分の90を乗じて得た額とする。

5 (2)の表において「1月利用券」及び「米子産業体育館フィットネスルーム・米子屋内プール1月共通利用券」とは、それぞれの利用券の券面に記載された月数の期間内において、これらの利用券を提示することにより施設を利用することができる利用券をいう。

(3) 設備利用料

ア 体育設備利用料

区 分	単 位	金 額
バスケットボール用具	1組1回につき	2,100円
バレーボール用具	1組1回につき	200円
バドミントン用具	1組1回につき	50円
テニス用具	1組1回につき	200円
卓球用具	1組1回につき	100円

イ その他設備利用料

区 分	単 位	金 額
音響装置	一式1回につき	1,050円
拡声装置	一式1回につき	1,050円
舞台照明装置	一式1回につき	1,050円
ワイヤレス・アンプ	一式1回につき	1,050円
マイクロホン	2本目から1本1回につき	200円
コンセント設備	1キロワット1時間につき	30円
シャワー	1人1回につき	30円
折りたたみ椅子	1脚1回につき	10円
長机(体育館)	1脚1回につき	20円

ウ 冷暖房利用料

区 分	金額(1時間当たり)	
	冷 房	暖 房
大体育館	8,200円	7,400円
小体育館	2,000円	1,500円
中会議室	400円	700円
小会議室	300円	500円

エ 電灯利用料

1時間1キロワット当たり 35円

2 承認年月日等

(1) 承認年月日 平成26年3月25日

(2) 適用開始年月日 平成26年4月1日

鳥取県告示第229号

鳥取県立産業体育館の設置及び管理に関する条例（平成9年鳥取県条例第1号。以下「産業体育館条例」という。）第10条第2項及び鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例（昭和39年鳥取県条例第24号。以下「社会体育施設条例」という。）第11条第2項の規定に基づき、鳥取県立鳥取産業体育館及び鳥取県営鳥取屋内プールの利用料金を次のとおり承認したので、産業体育館条例第10条第3項及び社会体育施設条例第11条第3項の規定により告示する。

平成26年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 利用料金

(1) 体育館利用料

区 分			単 位	金 額	
専用利用	営利を目的 としない場 合	入場料その他これに類 するもの（以下「入場 料等」という。）を徴 収しないとき。	大体育館	全面1時間につき	800円
				2分の1面1時間につき	400円
				3分の1面1時間につき	200円
			小体育館	全面1時間につき	200円
			控室	1室1時間につき	150円
	入場料等を徴収すると き。	大体育館	全面1時間につき	1,600円	
		小体育館	全面1時間につき	300円	
		控室	1室1時間につき	250円	
	営利を目的 とする場合	入場料等を徴収しない とき。	大体育館	全面1時間につき	28,000円
小体育館			全面1時間につき	7,000円	
控室			1室1時間につき	300円	
入場料等を徴収すると き。		大体育館	全面1時間につき	40,000円	
		小体育館	全面1時間につき	10,000円	
		控室	1室1時間につき	500円	
2階ロビー			1時間につき	100円	
一般利用	一般人		1人1回につき	70円	

(2) プール利用料

区 分			金 額			
一般利用	個人	回数券又は1月利用券、 3月利用券、6月利用券 若しくは鳥取屋内プー ル・県民体育館トレーニ ングルーム1月共通利用 券によらないで利用する 場合	児童又は中学校	温水	1人1回につき	350円
			の生徒	冷水	1人1回につき	250円
			児童又は中学校	温水	1人1回につき	250円
			の生徒（午後6	冷水	1人1回につき	150円
			時以降の利用）			
			高等学校の生徒	温水	1人1回につき	550円
			又は学生	冷水	1人1回につき	400円
			高等学校の生徒	温水	1人1回につき	400円
			又は学生（午後	冷水	1人1回につき	250円
			6時以降の利用）			
一般人	温水	1人1回につき	700円			
	冷水	1人1回につき	500円			
一般人（午後6	温水	1人1回につき	500円			

		時以降の利用)	冷水	1 人 1 回につき	300 円
回数券により利用する場合	児童又は中学校の生徒	温水	回数券 11 枚につき		3,500 円
		冷水	回数券 11 枚につき		2,500 円
	高等学校の生徒又は学生	温水	回数券 11 枚につき		5,500 円
		冷水	回数券 11 枚につき		4,000 円
	一般人	温水	回数券 11 枚につき		7,000 円
		冷水	回数券 11 枚につき		5,000 円
1 月利用券により利用する場合	児童又は中学校の生徒	温水	1 人につき		2,400 円
		冷水	1 人につき		1,650 円
	高等学校の生徒又は学生	温水	1 人につき		3,900 円
		冷水	1 人につき		2,700 円
	一般人	温水	1 人につき		4,950 円
		冷水	1 人につき		3,350 円
3 月利用券により利用する場合	児童又は中学校の生徒	温水	1 人につき		6,700 円
		冷水	1 人につき		4,800 円
	高等学校の生徒又は学生	温水	1 人につき		11,000 円
		冷水	1 人につき		7,600 円
	一般人	温水	1 人につき		13,900 円
		冷水	1 人につき		9,600 円
6 月利用券により利用する場合	児童又は中学校の生徒	温水	1 人につき		12,000 円
		冷水	1 人につき		10,000 円
	高等学校の生徒又は学生	温水	1 人につき		19,200 円
		冷水	1 人につき		16,300 円
	一般人	温水	1 人につき		24,400 円
		冷水	1 人につき		20,600 円
鳥取屋内プール・県民体育館トレーニングルーム 1 月共通利用券により利用する場合	一般人	通年	1 人につき		5,000 円
団体(20 人以上のものに限る。)	児童又は中学校の生徒	温水	1 人 1 回につき		250 円
		冷水	1 人 1 回につき		200 円
	高等学校の生徒又は学生	温水	1 人 1 回につき		450 円
		冷水	1 人 1 回につき		300 円
	一般人	温水	1 人 1 回につき		550 円
		冷水	1 人 1 回につき		400 円
専用利用		温水	1 コース 1 時間につき		3,650 円
		冷水	1 コース 1 時間につき		2,550 円
研修室			1 時間につき		300 円

備考

- この表において「休日」とは国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 176 号）に規定する休日をいう。
- 利用時間が 1 時間未満であるとき、又は利用時間に 1 時間未満の端数があるときは、1 時間として計算するものとする。
- 控室を大会等により大体育館又は小体育館と併せて使用するとき、控室に係る(1)の表に定める利

用料は無料とする。

- 4 大体育館、小体育館又は控室を利用する場合において、冷房又は暖房をしたときは、(1)の表に定める利用料の額に(3)ウに定める冷暖房利用料を加算するものとする。
- 5 大体育館又は小体育館を専用利用の方法で利用する場合において、次に掲げる照度以上の照明をしたときは、(1)の表に定める利用料の額に(3)エに定める電灯利用料を加算するものとする。

区 分	電灯数	
大体育館	全面使用	12 灯
	2 分の 1 面使用	6 灯
	3 分の 1 面使用	4 灯
小体育館	全面使用	6 灯

- 6 大体育館又は小体育館を専用利用の方法で利用する場合において、連続して 3 時間以上利用するときの利用料の額は、(1)の表に定める利用料の額に 100 分の 90 を乗じて得た額とする。
- 7 (2)の表において「1 月利用券」、「3 月利用券」、「6 月利用券」及び「鳥取屋内プール・県民体育館トレーニングルーム 1 月共通利用券」とは、それぞれの利用券の券面に記載された月数の期間内において、これらの利用券を提示することにより施設を利用することができる利用券をいう。
- 8 1 月利用券、3 月利用券又は 6 月利用券の券面に記載された月数の期間が温水のプールを利用できる期間と冷水のプールを利用できる期間にわたる場合の利用料の額は、温水のプール又は冷水のプールを 1 月利用券、3 月利用券又は 6 月利用券により利用する場合の利用料の額を勘案して別に定める。
- 9 研修室を利用する場合において、冷房又は暖房をしたときは、(2)の表に定める利用料の額に当該額の 2 割に相当する額を加算するものとする。

(3) 設備利用料

ア 体育設備利用料

区 分	単 位	金 額
バスケットボール用具	1 組 1 回につき	2,100 円
バレーボール用具	1 組 1 回につき	200 円
バドミントン用具	1 組 1 回につき	50 円
テニス用具	1 組 1 回につき	200 円
卓球用具	1 組 1 回につき	100 円
ハンドボール用具	1 組 1 回につき	300 円

イ その他設備利用料

区 分	単 位	金 額
音響装置	一式 1 回につき	1,050 円
拡声装置	一式 1 回につき	1,050 円
舞台照明	一式 1 回につき	1,050 円
ワイヤレス・アンプ	一式 1 回につき	1,050 円
マイクホン	2 本目から 1 本 1 回につき	200 円
コンセント設備	1 キロワット 1 時間につき	30 円
シャワー	1 人 1 回につき	30 円
折りたたみ椅子	1 脚 1 回につき	10 円
長机 (体育館)	1 脚 1 回につき	20 円

ウ 冷暖房利用料

区 分	金額 (1 時間につき)	
	冷 房	暖 房
大体育館	10,800 円	9,400 円

小体育館	1,800 円	1,200 円
控室	200 円	100 円

エ 電灯利用料

1 時間 1 キロワット当たり 30円

2 承認年月日等

(1) 承認年月日 平成26年 3 月 25 日

(2) 適用開始年月日 平成26年 4 月 1 日